

新潟市民病院契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 4 月 2 日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 4 号

新潟市民病院契約規程の一部を改正する規程

新潟市民病院契約規程（平成 20 年新潟市民病院管理規程第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号中「160 万円未満」を「300 万円以下」に改め、同条第 2 項第 1 号中「250 万円」を「400 万円」に改め、同項第 2 号中「160 万円」を「300 万円」に改め、「物品」の次に「（薬品及び診療材料を除く。）」を加え、同項第 3 号中「100 万円」を「200 万円」に改める。

第 4 条第 2 項中「、若しくは」を「、又は」に改め、同項ただし書中「、薬品」の次に「又は診療材料」を加え、「150 万円」を「300 万円」に、「250 万円」を「400 万円」に、「並びに薬品の購入契約及び」を「及び薬品若しくは診療材料の購入契約又は」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟市民病院契約規程の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和 7 年 4 月 1 日前に改正前の新潟市民病院契約規程の規定により着手した契約については、なお従前の例による。